

日本歯科大学東京短期大学
危機管理マニュアル
(学生用)

危機管理マニュアル(短大学生用)

指 針

学生の安全な大学生活を確保することは、本人はもちろん保護者、教職員全ての願いである。しかし、大学生活を脅かす数々の危険は身近に存在し、学生が被害者となる事件・事故が多発している。また、近年、自分では気付かずに加害者となってしまう事例も発生するようになった。これらの危険を未然に防止、もしくは発生した場合に被害を最小限に食い止めるために、本マニュアルを策定した。

目 次

第1章 危機管理

1 危機管理の対象となる事象

第2章 災害発生時の危機管理 → 附属病院では別途「防災マニュアル」を整備

1 火災

2 地震

3 台風・風水害

4 大雪（暴風雪）

5 停電

6 「災害用伝言ダイヤル」について

第3章 感染症等発生時の危機管理

1 インフルエンザ

2 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎（ムンプス）

3 ノロウイルス

4 結核

5 新型インフルエンザ

6 S A R S ・ M E R S 等海外で流行中の感染症

第4章 その他の危機管理

1 ハラスメント

2 反社会的勢力への対応

3 不審者対応（大学敷地内への不審者侵入や占拠・暴漢・痴漢・敷地周辺の徘徊）

4 学内での金品等盗難

5 薬物乱用防止

6 不祥事（飲酒運転や暴力行為等）

7 交通事故（加害者・被害者）

8 学外での事件

9 学外からのクレーム

10 SNS・日常会話に潜むリスク

11 弾道ミサイル（Jアラート）

第1章 危機管理 1. 危機管理

の対象となる事象

- (1) 教職員、学生、患者等の安全に関わる重大な事態
本学及び隣接する地域における火災・地震等の自然災害・爆発事故・感染症の流行・外部の人間による暴力行為等
- (2) 施設管理上の重大な事態
本学における火災・自然災害・不審者の侵入や占拠等
- (3) 本学に対する社会的信頼を損なう事態
ハラスメント・飲酒運転や暴力行為等の不祥事・学外からのクレーム
- (4) 教育、研究等の活動の遂行に重大な支障を来す事態
研究費の不正使用・研究論文の盗用・研究対象者の個人情報の漏洩等

第2章 災害発生時の危機管理

1. 火災

(1) 火災発見者

- ①大声で付近の者に火災の発生を知らせる（「〇〇が火事だ！」と連呼する）。
- ②火災感知器が感知する前ならば、近くの火災報知器のボタンを押す。
- ③事務室に報告する。
- ④初期消火にあたる（消火器を用いる）。ただし、決死的行動はしてはならない。
- ⑤負傷者がいる場合には、直ちに現場から安全な場所に移して応急処置を施す。

(2) 避難の方法

①水平避難

→出火場所からできるだけ遠く、同じフロアを水平に避難する。重症者は厚手の毛布等で体を包み、頭部を打たないように先にして廊下を引っ張る。

- ②口、鼻をハンカチ、衣類の袖などで覆う（水で濡らせばなお良い）。また、煙を吸い込まないようにして姿勢を低く保ち、なるべく煙を避けて下層階へ脱出する。
- ③廊下などの通路が煙で充満している時は、無理をして室外に出ず、部屋の扉を閉め、濡らした布やガムテープ等で扉などの隙間を塞いで煙が室内に入らぬようにし、窓を開けて助けを呼ぶ。
- ④避難場所は、原則として1階ロビー→体育館下またはサクラテラス広場とする。病院実習時は、病院長の指示に従う。

(3) その他

- ①消火器の使用方法は、図のとおり。
- ②誘導灯→避難口や避難方向を示す緑色の灯火で、廊下天井と通路側にあり、万が一停電しても非常電源で点灯する。

- ③防火扉、防火シャッター→煙の侵入を感知して自動的に防火扉、防火シャッターが閉まる。避難の時は、防火扉及び防火シャッター横のくぐり戸を押すか、引くと開くようになっている。

消火器の使い方		
①安全ピンに指をかけ、上に引き抜く	②ホースをはずして火元に向ける。	③レバーを強く握って噴射する。
		

消火器を使う上での注意点
<ul style="list-style-type: none"> ● 火元いきなり近づくのではなく、ホウキで掃くような動きで、徐々に近づいていきましょう。 ● 近づく際には姿勢を低くし、煙や炎から身を守りましょう。 ● 室内で使用する際には、必ず出口(退路)を背に消火しましょう。 ● 屋外で使用する際には、風上から使用しましょう。 ● 住宅用消火器の放射時間はおよそ10～15秒ほど、放射距離はおよそ3～5mほどです。

2. 地震

(1) 地震発生時

本学において、地震が発生した場合、本館1階事務室から全館放送(2回)を行う。

(2) 地震発生時の行動

①まずは身の安全を

- ・教室・実習室・その他室内で

倒れやすいキャビネットや窓(ガラス類)から離れ、丈夫なテーブルや机の下に隠れる。時間に余裕のある場合には、ドアの近くの学生はドアを解放しておく(鉄扉は変形すると開閉不能となる恐れがある=避難経路の確保)。避難命令が出た場合には、クラス主任・副主任、避難誘導係、授業担当教員の指示に従い学年単位で避難する。

【避難場所は、原則として1階ロビー→体育館下またはサクラテラス広場とする。病院実習時は、病院長の指示に従う。】

- ・ホール・廊下等で

窓やスカイライトから離れ、柱のある場所に行き、身を伏せる。揺れが収まってから避難する。

- ・エレベーター内で

エレベーターは最寄りの階で停止するので、揺れが収まってから避難する。

【地震発生時の避難には、エレベーターを絶対に使用しないこと】

- ・屋外で
建物から離れるようサクラテラス広場等に避難する（建物から外壁やガラス等が落下する危険あり）。

②火の始末

ガスコンロ等の火を止める。電気ストーブ等の熱源となる機器の電源も切る（コンセントから抜く）。火災が発生したら速やかに消火する。

(3) 地震発生後（揺れが収まったら）

- ①安全を確認しつつ指定の避難場所に避難する。
- ②余震に注意し、倒れやすいもの、倒壊や落下の可能性のあるものに近寄らない。
- ③人的被害が発生した場合には、近くの教職員か、事務室のいずれかに報告し（場所・怪我の程度、部位・意識の有無・自力歩行の可否等）、指示を受ける。
- ④授業中以外の時間帯に地震が発生した場合には、クラス主任・副主任もしくは事務室に自身の安全を報告する。

(4) 夜間・休日に地震が発生した場合

- ①大学から、一斉メール（Moodle 等）による安否確認があった場合には、速やかに回答する。
- ②負傷した場合には、最寄りの医療機関を受診する。
- ③現在の住居に甚大な被害が確認された場合には、クラス主任・副主任に報告する。

(5) 地震への防災対策

- ①各施設の異常を発見した場合には、速やかにクラス主任・副主任や事務室に報告する。
- ②本棚、食器棚等の転倒、落下等を防止するための措置を講じる。
- ③地震による停電等に対処するため、日頃から懐中電灯等を準備する。
- ④非常用食料、飲料水等を備蓄する（賞味期限に注意し入れ替える）。
※本学では、学生用に最低限の非常用食料、飲料水等を備蓄しています。

(6) 注意

本学では、震災や災害、その他の緊急時には、Moodle および学生住所録等を用いた緊急連絡、情報収集等を行っている。そのため、学生は住所、電話番号、保護者連絡先等に変更が生じた場合には、速やかに事務室窓口に届け出ること。

3. 台風・風水害

(1) 台風の接近、直撃が予想される場合

- ①気象及び災害情報の収集に努める。
- ②台風による風水害が予想される場合、下記点に留意し対応を進める。
 - ・停電に備え、懐中電灯等を準備する。
 - ・外出できない可能性もあるので、最低限の食料等を準備する。
 - ・大学からの Moodle 等を用いた緊急連絡に注意する。

(2) 暴風雨となった場合

- ①休日、夜間等で自宅にいる場合は、不要不急の外出は控える。また、大学からの Moodle 等を用いた緊急連絡に注意する。
- ②学内にいる場合には、教職員の指示に従う。また、建物の外は倒木等の危険もあるので、建物内で待機し、教職員の指示を待つ。

(3) 台風の通過後

- ①怪我等の被害があった場合には、クラス主任・副主任や事務室に報告し、指示を受ける。
- ②現在の住居に被害があった場合には、クラス主任・副主任や事務室に報告する。
- ③大学から、Moodle 等を用いた緊急連絡に注意する。

4. 大雪(暴風雪)

(1) 大雪となった場合

- ①休日、夜間で自宅にいる場合は、不要不急の外出は控える。また、大学からの Moodle 等を用いた緊急連絡に注意する。
- ②公共交通機関の情報収集に努める。
- ③外出する際には足元に注意する（転倒防止）。
- ④降雪時や積雪時には絶対に自転車や自動二輪には乗らない。また、降雪や積雪が確認されていなくても路面が凍結している場合もあるので、厳寒時には十分注意する。
- ⑤学内にいる場合には、建物の外は屋根や樹木からの落雪の危険もあるので、十分に注意する。

5. 停電

- (1) 授業中もしくは実習中に停電となった場合には、教員の指示に従う。
- (2) 使用中の電気器具、機械等は原則としてスイッチを切る。
- (3) 本学において発生した停電の特性として、停電が本学内のみであるケースを除いては、一旦復旧しても、もう一度再停電することがある。よって、停電の際にパソコン等電気を使用する機器を使用していた場合には、復旧してもすぐにスイッチを入れないこと（立ち上がりの最中に停電となるため）。

6. 「災害用伝言ダイヤル」について

災害用伝言ダイヤルは、地震などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に、NTTによって提供が開始される。災害時に自分の声を録音すれば、全国どこからでも再生し、聞くことができるサービスである。

このサービスを利用可能な電話は、加入電話、公衆電話、携帯電話、PHS及び災害時にNTTが避難所などに設置する災害時公衆電話となる。利用方法を下記に示す。

なお、「災害用伝言版 (web171)」などの連絡手段もあるので、緊急時に家族と連絡が取れるよう予め連絡手段について決めておくことが望ましい。

(1) 伝言を録音するとき（被災地）

- ① 171 をダイヤルする（忘れてイナイ 171 災害伝言などと覚える）。
- ② ガイダンスに従って、1 をダイヤルする。
- ③ ガイダンスに従って、自分の電話番号をダイヤルする（加入電話等の場合は市外局番から）。
- ④ 伝言を録音する。

(2) 伝言を再生するとき

- ① 171 をダイヤルする。
- ② ガイダンスに従って、2 をダイヤルする。
- ③ ガイダンスに従って、連絡を取りたい人の電話番号をダイヤルする。
- ④ 伝言を再生する。

第3章 感染症等発生時の危機管理

1. インフルエンザ

インフルエンザウイルスによって起こる呼吸器疾患である。一般的な感冒と異なり、38度以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等の全身症状が突然出現するのが特徴である。感染源は気道分泌物で、飛沫感染や接触感染が感染経路となる。潜伏期間は1～7日、感染期間は発症前1日～発症後7日程度である。

(1) 予防策

- ① 手洗いとうがいの励行。
- ② 流行時期には人ごみを避ける（外出を控える）。
- ③ ワクチンの接種。本学では、流行期前にインフルエンザワクチンの集団接種を実施しているので、その際にワクチンを接種することを推奨している。

(2) 医療機関への受診

- ① 流行時期に咳やくしゃみがある場合には、マスクを着用して医療機関を受診する。
- ② インフルエンザと疑われる諸症状が出現した場合には、マスクを着用して速やかに医療機関を受診する。
- ③ 朝から前述の①、②の症状がある場合には、直接医療機関を受診すること。
- ④ 臨床実習中に、前述の①、②の症状が出た場合は、必ず実習担当教員に申し出て、指示を受けること。また、医療機関受診後に診断結果を報告すること。

(3) インフルエンザの診断が出たら

- ① 臨床実習中の場合には、前述のとおり実習担当教員に報告するが、それ以外の場合には、クラス主任・副主任に報告する。
- ② 医師の指示に従い、出席停止期間中は授業及び実習に出てはならない。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後			
	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目				
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能		
	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目			
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能	
	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかざえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

学校保健安全法施行規則より

2. 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎(ムンプス)

(1) 予防策

- ①手洗いとうがいの励行。
- ②流行時期には人ごみを避ける(外出を控える)。
- ③ワクチンの接種。本学では1年生の際に抗体検査を実施するので、抗体がないと判明した場合には、ワクチンの接種を推奨している。

(2) 医療機関への受診

- ①流行時期に咳、鼻汁、くしゃみ、眼瞼粘膜の充血(麻疹)、水痘(水痘)、リンパ節腫脹(風疹・水痘)、耳下腺腫脹(流行性耳下腺炎)等の症状がある場合には、マスクを着用して医療機関を受診する。
- ②朝から前述の①の症状がある場合には、直接医療機関を受診すること。
- ③臨床実習中もしくは病院実習中に、前述の①の症状が出た場合は、必ず実習担当教員に申し出て、指示を受けること。また、医療機関受診後に診断結果を報告(診断書の提出等)すること。

(3) 麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の診断が出たら

- ①臨床実習中もしくは病院実習中の場合には、前述のとおり実習担当教員に報告するが、それ以外の場合にはクラス主任・副主任に報告する。
- ②医師の指示に従い、出席停止期間中は授業及び実習に出てはならない。

(4) 出席停止期間の目安（学校安全衛生法施行規則より）

- ①麻疹・・・解熱後3日を経過するまで
- ②風疹・・・発疹が消失するまで
- ③水痘・・・全ての発疹が痂皮化するまで
- ④流行性耳下腺炎・・・耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後、5日を経過しかつ、全身状態が良好になるまで

3. ノロウイルス(ノロウイルスによる感染性胃腸炎)

(1) 予防策

- ①手洗いの励行。
- ②吐しゃ物に近づかない。

(2) 医療機関への受診

- ①嘔吐、下痢、発熱等の症状がある場合には、医療機関を受診すること。
- ②朝から前述の①の症状がある場合には、直接医療機関を受診すること。
- ③臨床実習中もしくは病院実習中に、前述の①の症状が出た場合は、必ず実習担当教員に申し出て、指示を受けること。また、医療機関受診後に診断結果を報告（診断書の提出等）すること。

(3) ノロウイルスの診断が出たら

- ①臨床実習中もしくは病院実習中の場合には、前述のとおり実習担当教員に報告するが、それ以外の場合にはクラス主任・副主任に報告する。
- ②医師の指示に従い、出席停止期間中は授業及び実習に出てはならない。

(4) 吐しゃ物、排泄物の処理について

- ①吐しゃ物、排泄物には安易に近づかないこと。
- ②吐しゃ物、排泄物の処理は、基本的にはトレーニングを受けた者が専用の処理キットを使用して行うので、学内では教職員に連絡をすること。

(5) 出席停止期間の目安 嘔吐、下痢等の症状が治まるまで。

4. 結核

結核は、空気感染が主な感染経路である。初期症状は風邪と似ており、せき、痰、発熱（微熱）などの症状が長く続くのが特徴である。また、体重が減る、食欲がない。寝汗をかく等の症状もある。さらに進行すると、だるさや息切れ、血の混じった痰などが出始め、かつ血や呼吸困難に陥って死に至ることもある。

2週間以上、せき、痰、発熱（微熱）などの症状が続く場合には、早めに医療機関を受診すること。

もし、結核と診断された場合には、医療機関の指示に従うとともに、速やかにクラス主任・副主任に電話等で連絡をすること。

5. 新型インフルエンザ

新型インフルエンザウイルスとは、動物、特に鳥類のインフルエンザウイルスがヒトに感染し、ヒトの体内で増えることができるようになり、ヒトからヒトに感染するようになったものをいう。新型インフルエンザウイルスは、いつ出現するのか、誰にも予測することはできない。人間にとって未知のウイルスであり、人間が免疫を持っていないということだけでなく、その毒性が非常に強い可能性がある。毒性が強いウイルスが身体の中に増殖すると、防衛機能も効かず、短期間で死に至ることになり、それとともにヒトからヒトへ感染して広がり、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性がある。

海外において新型インフルエンザの感染が確認されると、外務省より海外安全情報（感染症危険情報）等で注意喚起されるので、情報に注意し、不要不急の渡航は自粛すること。また、この場合、本学からも注意喚起の掲示、一斉メール（Moodle等）が配信される。

国内において新型インフルエンザの感染が確認されると、国、県、市等の行政機関から広報が行われるので、情報に注意すること。また、この場合、本学からも注意喚起の掲示、一斉メール（Moodle等）が配信されるが、本学独自の対応についても情報提供や指示があるので、より情報に注意すること。なお、行政機関から広報される症状を発症した場合には、速やかに指定機関に相談のうえ、その指示に従うこと。

6. SARS・MERS等海外で流行中の感染症

重症急性呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）等の感染症が、海外や、国内において確認された場合の対応は、「新型インフルエンザ」の対応と同様である。行政機関、本学からの情報提供に注意し、指示に従うこと。

第4章 その他の危機管理

1. ハラスメント

(1) ハラスメントとは

年齢・思想・性別等によって生じる権力関係を不当に利用して、相手の人格や人権を侵害する行為をいう。以下に、就学の場での代表的なセクシュアル・ハラスメント（セクハラ）とアカデミック・ハラスメント（アカハラ）の主な具体例を示す。セクハラ

- ①個人的な性的要求に対する服従または拒否を、教育上の指導や学業成績等に反映させること。
- ②性的な内容の電話をかけたり、手紙、メールを送ること。

アカハラ

- ①主観的な基準により、不公正な教育評価をすること。
- ②進路に関して、教育的配慮に欠けた妨害や干渉をすること。
- ③教育指導において、人格を否定するような暴言を吐くこと。

(2) ハラスメントの防止

- ①お互いの人格や個人の価値を尊重しあう。
- ②偏見をなくし、一人一人の個性を認めあう。
- ③相手が拒絶したり嫌がる場合は、同じ言動を繰り返さない。

(3) ハラスメントへの対処

- ①ハラスメントに対する行動をためらわない。
- ②家族や友人等信頼できる身近な人、ハラスメント相談員または学生相談室カウンセラーに相談する（『ハラスメント防止のために』リーフレット参照）。

2. 反社会的勢力への注意と対応

暴力団等反社会的勢力は、日常生活や経済取引を装って市民に近づき不正な利益を上げようとする民事介入暴力等、不当要求を行う相手ごとに手を替え品を替えするなどして、巧妙かつ悪質な罠を仕掛けてきている。具体的には、交通事故の示談等民事取引介入や、最近ではボランティア団体やNPO法人を隠れ蓑にして、活動の資金源にしたり、仲間を勧誘したりする場にもある。

事故の処理等を安易に第三者に依頼しないことや、参加したい団体等のバックグラウンドを調べるといったことを意識する必要がある。もし、暴力団等反社会的勢力から金銭を要求されたり、トラブルになった場合には、速やかに警察や全国暴力追放運動推進センター（暴追センター）に相談すること。

3. 不審者対応（大学敷地内への不審者侵入や占拠、暴漢・痴漢、敷地周辺の不審者徘徊）

- (1) 大学敷地内への不審者侵入や占拠 大学敷地内に侵入してきた不審者を発見した場合には、不審者から離れ、周囲の教職員や事務室等に連絡する。また、不審者が凶器を所持していたり、教室を占拠しようとしている場合には、自身の身の安全を図りながら、躊躇せず 110 番通報すること。
- (2) 暴漢・痴漢
被害にあわないために、以下の点に留意すること。
 - ①暗い場所や人通りの少ない場所での一人歩きはしない。
 - ②危険を感じたら逃げる、大声を出す、音をたてる。
 - ③被害に遭いそうになったり、被害にあった場合は躊躇せず迅速に 110 番 通報すること。

4. 学内での金品等盗難

本学では、学生が安心して学業に専念できるよう、教職員、警備員等による巡回や防犯カメラの設置、ロッカーの貸与を通じて盗難防止に努めている。しかし、残念ながら実際には学内での盗難事件は発生しており、その大半は貴重品をロッカーに入れていなかったり、ロッカーに入れたが鍵を掛けていなかった等気の緩みによるものだった。

以下の点に気をつけて、盗難防止を心がけること。

- ①貴重品は身につけておくか、ロッカーに収納し鍵を掛ける（特に実習中）。
- ②教室内を伺う不審者等がいた場合には、速やかに教職員に報告する。
- ③学内において金品を遺失した場合には、速やかにクラス主任・副主任に報告する。
- ④盗難もしくは盗難の可能性がある場合には、周りの友人に声をかけ、教職員に報告する。

5. 薬物乱用防止

昨今、大学生の大麻取締法違反容疑で逮捕される事件が後を絶たない。大麻の無許可所持は、最高刑が懲役5年の犯罪行為である。大麻に限らず、薬物にかかわる反社会的行為がなされた場合、法律によって懲役刑など厳しく罰せられることを認識すること。好奇心、興味本位では済まされない。薬物はそれを乱用する人間の精神や身体をボロボロにし、人間が人間としての生活を営むことをできなくするだけでなく、場合によっては死亡することもある。また、幻覚、妄想によって犯罪や事故などを起こすこともあり、本人のみならず、周囲の人や社会全体に対しても取り返しのつかない被害を及ぼしかねない。

薬物を乱用するといった行為の結果が、自身の人生を一瞬にして破壊してしまうということを認識し、さらに自分が医療人を目指す学生であるとの自覚を持って行動すること。

薬物乱用に関する情報や相談は、学生課長、クラス主任・副主任のいずれかに連絡をすること。

6. 不祥事(飲酒運転や暴力行為等)

飲酒運転や暴力行為等自らが犯罪や不正行為を起こしてしまうことは、決して許されるものではない。薬物の乱用と同様に、その行為、結果が自身の人生を一瞬にして破壊してしまうということを認識し、さらに自分が医療人を目指す学生であるとの自覚を持って行動すること。

もし、万が一これらの行為を起こした場合には、学生課長、クラス主任・副主任のいずれかに速やかに連絡をすること。

7. 交通事故(加害者・被害者)

飲酒運転により加害者となることは論外だが、日常生活において交通事故の加害者や被害者になることは「起こりうること」である。最近では車による事故だけでなく、自転車による死亡事故も発生しており、日常生活において加害者、被害者となってしまう可能性は否定できない。特に加害者となってしまった場合、「被害者の救済」が最優先となるが、相手の年齢や怪我の程度によっては、被害者の家族等への誠実な対応も必要となる。事故を起こしてしまった時は、速やかに警察や救急に連絡をすること。

交通事故の加害者となった場合だけでなく、被害者となった場合にも、学生課長、クラス主任・副主任のいずれかに速やかに連絡をすること。

8. 学外での事件

学外において、何らかの事件、事故に巻き込まれた場合には、学生課長、クラス主任・副主任のいずれかに速やかに連絡をすること。

9. 学外からのクレーム

本学周辺住民からの学生に関するクレームが多くなっている。特に路上や店舗前での喫煙、信号無視、路上を横に並んで歩く、ゴミの分別やゴミ出し日を守らない等々のクレームが多く、社会通念上非常識と言われかねないことばかりである。ケースによってはクレームでは済まず、大きなトラブルに発展することもある。身分は学生ではあるが、選挙権を持つ大人であることを認識し、常識的な行動をとること。

10. SNS・日常会話に潜むリスク

最近ではSNSを誰でも容易に利用できるようになった反面、名誉毀損やプライバシー侵害、差別的表現など、社会に及ぼす影響も大きくなっている。医療人を目指す学生にとっては、自身が意識していなくとも日常会話やSNSで他人を傷つける等社会的に非難されるような行動をとってしまうリスクがあることを理解しておく必要がある。そしてその行動が、自身の想定していないような重大な結果を招くこともあることも理解しておく必要がある。一部だが過去の事例を以下に示すので、留意願いたい。なお、いずれの事例においても当該学生は何らかの処分を受けている。

- ①解剖学実習の風景を、帰宅途中のバス等の車内で友人同士で面白可笑しく話をしていた。
→バスの乗客からの通報で発覚。医療人を目指すものとしての資質についての苦情が寄せられた。
- ②臨床実習の際に対応した患者さんの悪口を、飲食店で友人に話していた。
→隣の席にいた客からの通報で発覚。医療人を目指すものとしての資質についての苦情が寄せられた。
- ③臨床実習中に患者の予約台帳を写真に撮り、善意で当日実習を休んだ友人に送信した。
→本件は外部には流出しなかったが、万が一流出していた場合には、病院は社会的信用を失うことになっていた。この件以降、病院実習の際の携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止となった。
- ④教科書に掲載されている女性の写真を撮影し、中傷するコメントをつけてSNSに投稿した。
→外部からの指摘があり、医療人を目指すものとしての資質についての苦情が寄せられた。
- ⑤教材の頭蓋骨の模型にタバコをくわえさせた写真を撮り、SNSに投稿した。
→外部からの指摘があり、医療人を目指すものとしての資質についての苦情が寄せられた。頭蓋骨は模型ではあったが、一般の方々から見れば、本物のようにも見え、不快感を煽った。
- ⑥臨床実習中に、持ち出し禁止の患者情報が記載された記録を自宅での学習のため持ち帰る際に紛失した。
→結局紛失した記録は発見されていない。数年経った後に発見された場合においても、患者が許してくれたとしても、個人情報漏洩として社会的制裁を受ける可能性がある。以上、悪意がある行動は論外だが、悪意がなくとも安易な行動がもたらす結果を認識すること。

11. 弾道ミサイル(Jアラート)

政府から全国瞬時警報システム(Jアラート)により、緊急情報が伝達された場合には、落ち着いて速やかに指示どおり行動すること。建物内でJアラートを受信した場合、できるだけ窓から離れて机の下に身を伏せるか、床に伏せるなどして頭部を守る。屋外で受信した場合は、速やかに近くの建物の中に避難する。また、近くに適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守ること。